大阪公立大学
Osaka Metropolitan University
学術情報リポジトリ

アメノオシホミミから神武に至る系譜の形成をめぐって

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2013-12-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 黒田, 達也 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00007799

アメノオシホミミから神武に至る系譜の形成をめぐって

黒田　達也 *

The Formation of the Genealogy from Amenooshihomiminomikoto to Tenno Jinmu

KURODA　Tatsuya *

要　旨

神武天皇の名はカムヤマトイハレヒコというのが一般的であるが，『日本書紀』にはヒコホホデミなる名も伝えられる．ヒコホホデミは神武の祖父の名でもあるが，両者は本来同一であり，神武は和珥氏系のヒコホホデミと多氏系系譜に関係するイハレヒコとが合体されたものとみられる．

1．はじめに

神武天皇以前の『記』『紀』に伝えられる系譜が何がしかの史実に基づいたものなどとし得ないことは今更言うまでもない．しかし，天照大神から神武に至る系譜が何の拠り所もなく造作されたとも考え難いと思う．アマテラス以後，アメノオシホミミ―ヒコホノニニギ―ヒコホホデミ―ヒコナギサタケウガヤフキアヘズ，というように，嫡系が「ヒコ＋某」形式の名と「某＋ミミ（ミ）」形式の名とで占められており，神武も神武紀即位前条にヒコホホデミが諱として記されているが，「ヒコ＋某」は和珥氏系と関係を有するもの（拙稿「『ヒコ＋某』形式の人・神名とその特徴」『大阪府立工業高等専門学校研究紀要』25，1991年）であり，「ミミ」は多氏系の祖カムヤヰミミに通ずる称であるからである．

和珥氏や多氏に関係する人名の形式を有するものが神武以前に位置づけられていることは，両氏が神武以前の系譜の形成に関わったことを示しているのではなかろうか．和珥氏が王統譜の形成に大きく関与したことは拙著『古代の天皇と系譜』（校倉書房，1990年刊，以下「前著」と記す）の各所で指摘したが，多氏は検討の対象にもなし得なかった．本稿ではアメノオシホミミ～神武の系譜の形成について，和珥・多両氏を念頭に置いて検討することにしたい．

2．ヒコホホデミとその諸子

先ず，和珥氏に関係する「ヒコ＋某」形式の神名とそれらに関係するものをみることにしよう．

神武の子以前の世代に位置づけられている「ヒコ＋某」形式の神・人名は前記のヒコホノニニギ・ヒコホホデミ・ヒコナギサタケウガヤフキアヘズの他に、神武の兄ヒコイツセ・弟ヒコイナヒ（但しイナヒの名では神武の兄として現れる）と神武の子ヒコヤヰ（『記』）が知られる．神武皇子のヒコヤヰを除いた中ではヒコナギサタケウガヤフキアヘズが例外的である．ヒコホノニニギが稲穂が賑やかに実ること，ヒコホホデミは稲穂が出ることをそれぞれ表す神名を基にしたものであり，ヒコイツセの「イツセ」は「厳く・斎く」の「イツ」と神稲の意の「サ」の転である「セ」とからなるもの，ヒコイナヒの「イナヒ」は稲と，霊を表す「ヒ」とからなるもので，稲に関係する神名とされる（岩波日本古典文学大系『日本書紀』上頭注）のに対し，ヒコナギサタケウガヤフキアヘズは産屋がまだ完成しないうちに生まれたというような名であるからである．そこで，ヒコナギサタケウガヤフキアヘズを除けば，その子神武の諱とその父（ヒコホノニニギの子）とが同名のヒコホホデミであるので，神武とともにヒコイツセ・ヒコイナヒもヒコホノニニギの子として位置づけられ得る．即ち，ヒコホホデミ以降の世代のものとして伝えられているもののほとんどが，本来，ヒコホノニニギの子として位置づけられていた可能性があるということになるのである．

このような想定は果たして妥当であろうか．そこで，ヒコホノニニギの子として『記』『紀』に伝えられているものから順に見て行くことにしよう．

〔第1表〕は『記』『紀』に記されるヒコホノニニギの子を出典別・異伝別にまとめたものである．出生の前後関係も問題にするならば，全ての所伝が相異なっていることになるが，子数は8所伝中5伝が3神で

1994年 4月11日　受理

*　一般教養科（Department of Liberal Arts）

〔第1表〕

古事記		1.火照命	2.火須勢理命	3.火進命 亦名 日子穂穂手見命		
日本書紀	本文		1.火闌降命		2.彦火火出見尊	3.火明命
	一書 第二		1.火酢芹命	3.彦火火出見尊 亦名 火折尊		2.火明命
	一書 第三		2.火進命 亦名 火酢芹命	3.火折彦火火出見尊		1.火明命
	一書 第五		2.火進命	3.火折尊	4.彦火火出見尊	1.火明命
	一書 第六		1.火酢芹命	2.火折尊 亦名 彦火火出見尊		
	一書 第七の一			2.火夜織命	3.彦火火出見尊	1.火明命
	一書 第八		1.火酢芹命		2.彦火火出見尊	

あり，ヒコホホデミは，『紀』本文を除いて，全て末子として位置づけられている．ホノスセリ・ホノスソリ・ホノススミは同根の神名とされるもの（岩波『紀』上頭注）である（以下，原則としてホノスセリで代表する）が，「一書」の第七の一云以外，全ての所伝に現れている．例外の「一云」では，『記』と第二・第三・第六の「一書」でヒコホホデミと同神とされているホノヲリと同根のホノヨリ（岩波『紀』上頭注）とヒコホホデミとが相異なる存在とされて，三子となっている．また，ホノアカリは，『記』と第六・第八の「一書」ではヒコホノニニギの子ではなく，その兄として位置づけられているが，『記』ではホノアカリの替わりに他に伝えられないホデリがヒコホノニニギの長子とされ，『紀』の二伝ではヒコホノニニギの子は二神という例外的なものになっている．

『記』『紀』に伝えられるアメノオシホミミ―ヒコホノニニギ―ヒコホホデミ―ヒコナギサタケウガヤフキアヘズという系譜におけるヒコホノニニギの子は，本来，ホノスセリ・ヒコホホデミ（ホノヲリ）・ホノアカリの三神とされていたのではなかろうか．ホノアカリがヒコホノニニギの兄として位置づけられる所伝が生じたこと（系譜の変改）によって，『記』と第六・第八の「一書」に見られるような系譜が形成されたと考えられる．「一書」の第五と第七「一云」とはホノヲリとヒコホホデミとが本来異なるものであったことを示す所伝であるが，第五はホノアカリとホノススミ（ホノスセリ）がヒコホノニニギの子として位置づけられていたこと，第七「一云」はヒコホノニニギの子数が三であったことにそれぞれ基づくと思われる．

ヒコホホデミの位置づけで唯一の例外は，ホノアカリの兄とする『紀』本文の所伝である．ホノアカリは，ヒコホノニニギとの兄弟関係では全て兄として位置づけられていることからすれば，他の所伝の如く，ヒコホノニニギと同じ嫡流たるヒコホホデミの兄というのが本来の位置づけとみられる．ホノアカリがヒコホホデミの弟とされる所伝は，ホノスセリとヒコホホデミとの争いに関係するのではなかろうか．両者の争いは，詰まるところ，ヒコホノニニギの後嗣に関わるものであるから，長子と末子，中子と末子とが争ったとするよりも，長子と中子との争いの方が自然であり，そのために紛争に関与していないホノアカリが末子に位置づけられたと思われるのである．しからば，ホノアカリとホノスセリとの長幼関係は，第三・第五の「一書」に見られるような，前者を兄とする所伝が本来のものであったと考えられる．「一書」の第二に見られるホノアカリを中子とする位置づけは，長子が継承紛争に関わったとするのが自然であることからホノアカリが長子とされたが，その一方でホノアカリをヒコホホデミの兄とする所伝を無視し得なかったことによるものではなかろうか．「一書」の第七の「一云」は，第五の「一書」からホノススミ（ホノスセリ）を除いたかたちになっている．これは，前述のように，ホノヲリとヒコホホデミとを相異なる存在とする本来の所伝のままで，ヒコホノニニギの子を三神としたことによるとみられるが，ホノアカリが長子として位置づけられ，ホノスセリが見えないことは，後者が長子として伝えられたものではなかったことを示しているようにも思われる．それはいずれにせよ，ヒコホホデミが末子とされていたことは認め得るであろう．

以上のように，『記』『紀』系譜の位置づけにおけるヒコホノニニギの子は，ホノアカリ・ホノスセリとヒコホホデミの三神が本来のものと考えられるが，ヒコホホデミはホノヲリと同神とされている．ホノアカリは火が明るくなること，ホノスセリは火が燃え進むこと，ホノヲリは火の勢いが折れて弱まることをそれぞれ表し，ヒコホホデミの「ホホ」は炎を表すものともされ，また，『記』のホデリはホノアカリと同義とされる（岩波『紀』上頭注）．このような解釈はそれぞれの神名に「火」という字が用いられていることによるものである．一方，ヒコホホデミの「ホ」の用字が『記』で「穂」であることから，焔と稲穂とが神名に重なっているとして，ホデリ・ホノアカリは穂が赤らむこと，ホノスセリは穂がそそりたつこと，ホノヲ

リは穂が折れたわむことと相関的であるとも考えられている（西郷信綱『古事記注釈』第１巻，1976年，平凡社）．ホノアカリ・ホデリ・ホノスセリ・ホノヲリ・ヒコホホデミは，火中で生まれたとされたことによって，火や炎とも関係を持つことになったのであり，本来はアメノオシホミミやヒコホノニニギと同様に，稲穂に関わる神名であったとみるのが良いように思われる．しからば，ホノアカリ・ホノスセリ・ホノヲリは稲穂の成長過程を表す一つのまとまりを持つ神名と考えられるので，系譜形成に際しても，一まとまりとして位置づけられたとすべきであろう．これに対して，ヒコホホデミは稲穂が出ることに因むもので，ホノアカリと通ずる神名ではあるが，ホノヲリとは名義の上では本来結びつかず，また，「ホホ」というように複数形的で，「ミ」という神霊を表す称も付されている．要するに現系譜のヒコホノニニギの子の中ではヒコホホデミという神名が異質のものと言い得るのであるが，このことはヒコホホデミがホノアカリ等と緊密な関係を有するものとしては本来位置づけられていなかったことを示しているのではなかろうか．

そこで，次ぎにいま一方のヒコホホデミ，即ちヒコナギサタケウガヤフキアヘズの子＝神武について見てみることにしよう．

〔第２表〕

古事記			1.五瀬命	2.稲氷命	3.御毛沼命		4.若御毛沼命 亦名豐御毛沼命 亦名神倭伊波礼毘古命		
日本書紀	神代本文		1.彦五瀬命	2.稲飯命		3.三毛入野命			4.神日本磐余彦尊
	一書	第一	1.彦五瀬命	2.稲飯命		3.三毛入野命			4.亦名神日本磐余彦尊　亦名 彦火火出見尊
		第二	1.五瀬命	3.稲飯命	2.三毛野命				4.磐余彦尊　亦名神日本磐余彦火火出見尊
		第三	1.彦五瀬命	2.稲飯命			4.稚三毛野命		3.神日本磐余彦火火出見尊
		第四	1.彦五瀬命	2.彦稲飯命		4.三毛入野命			2.磐余彦火火出見尊
	神武条		五瀬命	稲飯命		三毛入野命			神日本磐余彦尊　彦火火出見

上表はヒコナギサタケスガヤフキアヘズの子として伝えられているものを〔第１表〕と同様にまとめたものである．神代紀第11段本文と神武紀即位前条とは連続し，一つの所伝としてとらえることができるので，計６種の伝承があることになる．いずれも子数を四人（神）とすることでは共通するが，それぞれの間で名や出生順等全て一致するものは見出せない．ただし，このことは第11段が系譜的記述のみであるので，当然のことではある．

全ての所伝に登場しているのはヒコイツセ・ヒコイナヒと〔カムヤマト〕イハレヒコであり，ヒコイツセは「ヒコ」を冠さないものもあるが，全て第一子となっている．ミケノ（ヌ）は二伝にのみ現れているが，これと関係するとみられるミケイリノ（ヌ）は三所伝に見える．ミケノ・ミケイリノのいずれも伝えないのが「一書」の第三であるが，それらの替わりにワカミケノ（ヌ）が位置づけられている．「ミケノ（ヌ）」に関係するものも，全所伝に共通するとして良いであろう．ヒコホホデミは『記』と『紀』の「一書」第一とには見えないが，これはヒコホノニニギの子としてヒコホホデミが位置づけられていることとの関係が考えられる（後述）．トヨミケヌは「ミケノ（ヌ）」に通ずるものであるから，サノ（ヌ）だけが孤立的な人名とも言い得る．

以上の九人名は，それぞれの名の意味からみて，幾つかに類別し得ると思われる．

〔ヒコ〕イツセ＝清浄に祭った神饌　　〔ヒコ〕イナヒ＝稲霊
ミケノ（ヌ）＝御食の野　　イハレヒコ＝磐余の王
〔ヒコ〕ホホデミ＝稲穂が出る意　　サノ（ヌ）＝神饌の野

というようにそれぞれの名義を推定し得るとすれば，

稲に関係する人名
〔ヒコ〕イツセ・〔ヒコ〕イナヒ・〔ヒコ〕ホホデミ・サノ（ヌ）
神や天皇への御食を作る野に因む人名
ミケノ（ヌ）・ミケイリノ（ヌ）・ワカミケノ（ヌ）・トヨミケヌ・サノ（ヌ）
地名に基づく人名
イハレヒコ

という３類に分けられるのである．これらのうち地名のイハレヒコは，他が穀物に関係する人名であることからして，全く異質のものと言うべきであり，本来，他の人名とは直接のつながりを有さなかったとみられる．サノは，「稲」と「野」とのいずれに重点を置くかによって，分類されるところを異にするということになる．

御食（ミケ）をその名に負うものは四人である．ミケノとワカミケノとは，長幼での一対をなす名であり，

『記』がカムヤマトイハレヒコをワカミケヌの亦名としていることから，元より兄弟関係に位置づけられていたとみられる．「一書」の第二と第三とはそれらの一方のみを位置づけたものであり，『記』のワカミケヌを神武の本名とする所伝は両者を系譜に位置づけたことによるのであろう．このことは，ミケノ・ワカミケノと〔ヒコ〕イツセ・〔ヒコ〕イナヒとの兄弟関係が本来的なものではないことを示している．トヨミケヌも，『記』に亦名として現れるだけであるので同様であり，「トヨ」は美称で単に「ミケヌ」などと称するのと実質的には変わりがないことから，ワカミケノが神武の名とされたことによって，美称を持つ名として造作されたものということも考え得る．

ミケイリノは，『紀』本文と「一書」の第一とでは神武の兄ということで『記』と「一書」の第二のミケノと相通ずる位置にあり，「一書」の第四の位置づけは神武の弟という第三の「一書」のワカミケノと共通する．ミケノとミケイリノとは「イリ」の有無のみの相違に過ぎない人名ではあるが，単純に両者を同一のものとすることはできないと思われる．三人名それぞれの関係としては，

a．ミケイリノからのミケノとワカミケノ等の分立

b．ミケノ・ワカミケノ等がミケイリノとして合体

c．ミケノ・ワカミケノ・ミケイリノが元より存在

という三種類の考え方が想定される．

〔ヒコ〕イツセ・〔ヒコ〕イナヒ等の系譜にそれらが位置づけられる段階で，ことさらにミケノとワカミケノとが分立されたというのが第一の想定であるが，これはワカミケノを神武の名としなければならない理由が考えられない限り，不可とすべきであろう．従って，第二・第三の想定のいずれかと考えられる．ミケイリノの位置づけが神武の兄と弟であるミケノとワカミケノとの双方に通ずること，『記』にはワカミケノの亦名としてトヨミケヌが見えるがミケイリノが見えないことからすると，ミケイリノは，元よりその名が存在したとしても，系譜への位置づけはミケノやワカミケノよりも遅れると思われる．ミケイリノも〔ヒコ〕イツセ・〔ヒコ〕イナヒ等の系譜には位置づけられていなかったとすべきである．

「ミケ」に関係する人名は，『記』『紀』に記される全ての所伝に位置づけられているにもかかわらず，〔ヒコ〕イツセ関係の系譜とは本来直接の関係がなかったとみられるわけであるが，いずれの所伝においても神武の兄弟が四人となっていることはどのように解せようか．全ての所伝に共通して現れているものは，前述のように，〔ヒコ〕イツセ・〔ヒコ〕イナヒとイハレヒコである．ヒコホホデミは『記』には見えないが，これは「削偽定実」の結果であり，『記』が基にした諸史料の中には，イハレヒコとヒコホホデミとが合体したものが位置づけられていたものもあったであろう．イハレヒコとヒコホホデミとが本来異なる存在とされていたとすれば，この二人に〔ヒコ〕イツセと〔ヒコ〕イナヒとを加えて四人となる．イハレヒコとヒコホホデミとが何らかの事情で合体されたことによって，「ミケ」に関係する人名が位置づけられることになったという推測もなし得るようにみえる．しかし，イハレヒコは，他の三人名が稲に関わる名で全く形態を異にするものであること，兄弟であるイハレヒコとヒコホホデミとが合体される事情が不明であることから，他の三人と兄弟とされていたとは考え難いのである．イハレヒコとヒコホホデミとの合体は，むしろ両者それぞれに関わる系譜が合体されたことと関係するとみるべきではなかろうか．しからば，イハレヒコの兄弟と，ヒコホホデミの兄弟の，少なくともいずれかが四人とされていたことによって，両者が合体された神武の兄弟も四人とされたという推定がなし得ることになる．

ヒコホホデミは〔ヒコ〕イツセ・〔ヒコ〕イナヒと，稲に因む人（神）名であることにおいて，共通する．ヒコホホデミの兄弟が四人であったと仮定すれば，残る兄弟の一人として，稲との関係を有する人名ということで，「一書」の第一に伝えられるに過ぎないのであるが，サノに注目すべきであろう．サノが本来の名であり，大和入りの後にカムヤマトイハレヒコと名乗ったと記されていることは，「イハレヒコ」なる人名が〔ヒコ〕イツセ等の兄弟として本来位置づけられていなかったことを示すもののようでもあるが，また一方，サノが〔ヒコ〕イツセ等の兄弟とされていたとするならば，サノ→イハレヒコということであるから，イハレヒコの〔ヒコ〕イツセ等の兄弟への位置づけとサノの排除とが関係することをも示していると思われる．しからば，「ミケ」関係の人名は，サノの替わりに位置づけられているかたちであることから，イハレヒコと同時期に〔ヒコ〕イツセ等の兄弟とされたことになると思われる．この場合，イハレヒコと「ミケ」関係の人名とが元より兄弟として位置づけられていたとみると理解し易い．ミケノ・ワカミケノ・イハレヒコの如き兄弟系譜が〔ヒコ〕イツセ・〔ヒコ〕イナヒ・ヒコホホデミ・サノの系譜と合体されたことにより，サノが排され，ミケノ等が代置されることになったと考えられるからである．ミケノ・ワカミケノ等とイハレヒコとが系譜上無関係であったとすれば，ミケノ等

が神武の兄弟とされた理由が不明となると思われる．「イハレヒコ」なる人名は「ミケ」とは全く異なる形式のものではあるが，系譜としてみる場合，元より両者は兄弟関係に位置づけられていたとすべきであろう．

〔ヒコ〕イツセ・〔ヒコ〕イナヒ・ヒコホホデミ・サノが兄弟として考えられるとするならば，それらの長幼の順についてはどのように想定し得るであろうか．〔ヒコ〕イツセは，全ての所伝で長子とされているので，元より長子として位置づけられていたとみてまず問題はないであろう．〔ヒコ〕イナヒは6所伝中4伝が次子，神武も同じく4伝が末子としているが，

〔ヒコ〕イツセ ── イナヒ ── ミケ〔イリ〕ノ ── 神武　3伝
ヒコイツセ ── イナヒ ── 神武 ── ワカミケノ　1伝
イツセ ── ミケノ ── イナヒ ── 神武　1伝
ヒコイツセ ── 神武 ── ヒコイナヒ ── ミケイリノ　1伝

という4種類の出生順が伝えられている．

ワカミケノやミケイリノが神武の弟として位置づけられる所伝が存在することは，神武の原型であるイハレヒコやヒコホホデミの少なくともその一方の弟として位置づけられるものが存在したことを示すと思われる．また，ワカミケノに当たる位置にあるミケイリノを除き，ミケノやミケイリノが神武の兄とされていることは，イハレヒコの兄として「ミケ」に関係する人名が位置づけられていたことを示すものであろう．

神武の兄としての「ミケ」の位置はイナヒの弟（3伝）と兄（1伝）との二様がある．「ミケ」が〔ヒコ〕イツセ・〔ヒコ〕イナヒ・ヒコホホデミ等の系譜に後から加えられたもので，この造作がイハレヒコとヒコホホデミとの合体に伴うものとみられることからすれば，神武を末子として位置づける場合，イハレヒコとの元の関係から，そのすぐ上の兄（第三子）として「ミケ」が位置づけられてしかるべきようにも思われる．事実，「ミケ」を神武の兄とする4所伝のうち3伝がそのような位置づけになっているのである．しかるに，「ミケ」を〔ヒコ〕イナヒの兄とする系譜も伝えられている．この理由として先ず考えられることは，本来〔ヒコ〕イツセと〔ヒコ〕イナヒとの間に誰かが位置づけられていたということであろう．されば，それはサノしか挙げられないのであり，サノを幼名とする神武がヒコイツセの弟，ヒコイナヒの兄として位置づけられる系譜が伝えられていることは，そのことを傍証しているようでもある．

しかし，次子であったものの名がその別名として残されたと考えることは妥当であろうか．それに替わって新たに次子とされたものの亦名として残されるのが一般であり，類例は前著で幾つか指摘したとおりである．サノは〔ヒコ〕イツセ・〔ヒコ〕イナヒ・ヒコホホデミとは異なる系譜に属したとすべきであろう．

これまでヒコホホデミの兄弟を4人と仮定して考えてきたのであるが，ここに至って，この仮定は成立し得ないこととなった．イハレヒコの兄弟が4人とされていたとすべきことになる．

前述のように，ミケイリノはミケノやワカミケノよりも系譜への登場が遅れるもののようであり，トヨミケヌは，ワカミケノが神武の名とされたことから，美称たる「トヨ」が冠されたものともみられるものである．このことからすれば，イハレヒコの兄弟として本来性を有するものは，ミケノ・ワカミケノ・サノということになると思われる．これら4人と〔ヒコ〕イツセ・〔ヒコ〕イナヒ・ヒコホホデミの3人とが合体されて，『記』『紀』に伝えられる様々な系譜になったのであるが，その合体期の6種類の系譜を基にして，イハレヒコ兄弟の長幼の順を想定することにしよう．

ワカミケノは末子としてのみ伝えられる．『記』では神武の名となっているが，これはミケノとワカミケノの両者が系譜に位置づけられたことによる．「一書」の第三では神武が第三子であり，ワカミケノが末子となっている．この位置づけはイハレヒコがワカミケノの兄であったことによるものではなかろうか．ヒコホホデミは，「一書」の第四以外の全ての所伝で〔ヒコ〕イツセ・イナヒの弟として神武が位置づけられていること，本来同一の存在とされていたとみられるヒコホノニニギの子ヒコホホデミが末子であることから，末子とされていたとみられるのであり，従って，神武に弟が位置づけられる系譜はイハレヒコのそれと関係すると考えられるからである．

ミケノは2所伝とも神武の兄，ミケイリノも3伝中2伝が神武の兄であり，このことからすれば，イハレヒコはミケノの弟とされていたという想定は可能と思われるが，この場合，神武を次子，ミケイリノを末子とする「一書」の第四の所伝を如何に解すべきかが問題となる．ヒコホホデミが末子であったとみられることからすれば，イハレヒコが元の系譜で次子とされていたことによると思われる．イハレヒコの本来の位置に基づいて神武も次子とされたが，イハレヒコの兄は，ヒコイツセが神武の兄（長子）として元の位置を保って位置づけられたために，排除されたのではなかろうか．これに伴い，ヒコイツセの次弟であったヒコイナヒは第三子，ミケイリノはイハレヒコの弟たるワカミケノの如き位置になったとみられる．

サノは，それが登場する「一書」の第一での位置づけからすれば，末子とすべきようでもあるが，このよ

うに解するには問題がある．末子であったとすれば，伝えられる系譜のいずれかに神武以外の末子として位置づけられていても良さそうなものであるが，神武の幼名として伝えられるに過ぎないからである．しかし，本来の末子が系譜の変改によって排除されることは有り得ることではあるが，「一書」の第三でワカミケノが末子として位置づけられていることは不自然であり問題である．本来，ワカミケノは，『記』の如く，ミケノとともに位置づけられてしかるべきである．サノが末子とされていたのであれば，このような不自然さが生じず，サノが伝えられる系譜（変改後の）にワカミケノの替わりに位置づけられたはずであり，この不自然性の中にワカミケノが末子とされていたことが窺われるように思われる．従って，長子＝ミケノ，次子＝イハレヒコ，末子＝ワカミケノであるから，サノは第三子として位置づけられていたということになる．

以上のように，〔ヒコ〕イツセ・〔ヒコ〕イナヒ・ヒコホホデミと，ミケノ・イハレヒコ・サノ・ワカミケノとの二つの系譜が合体されて，神武の兄弟系譜が形成されたとみられるのであるが，その際にヒコホホデミ関係の人名は全て位置づけられたのに対し，イハレヒコ関係は４人という兄弟数の枠内で取捨選択がなされたようである．ミケノやミケイリノを第三子とする系譜は，末子とされた神武の一原型イハレヒコが次子であったことにより，そのすぐ上の兄として位置づけられたものであろう．神武を第三子，ワカミケノを末子とするのは，ヒコホホデミが〔ヒコ〕イナヒの弟，イハレヒコがワカミケノの兄とされていたことによる．神武を次子，ヒコイナヒを第三子，ミケイリノを末子とするものは，前述のところと関係するが，イハレヒコが次子，ヒコイナヒが末子でなくワカミケノが末子であったことによるであろう．ミケイリノを次子，イナヒを第三子とする系譜は，ヒコホホデミの末子という位置によって神武が末子とされ，〔ヒコ〕イナヒがヒコホホデミのすぐ上の兄とされていたことから第三子とされたことによるものではなかろうか．『記』がワカミケヌを神武の名としているのは，それが末子であり，ヒコホホデミも末子であったことによるとみられることは言うまでもないであろう．

サノがほとんどの所伝に現れないのは，イハレヒコの兄弟ではあるが，長子でも末子でもなかったことによるとみられるのであるが，「一書」の第一で神武の幼名＝日向時代～即位までの名とされていることはどのように考えれば良いであろうか．ミケノとワカミケノとに当たるものとしてミケイリノが位置づけられているとすれば，サノは，イハレヒコの系譜にあったことと，イハレヒコと合体したヒコホホデミとサノとがともに稲に関係する名であったことによって，神武の名とされたとみられるのではなかろうか．「少時之号」と記されているのは，神武及びその原型そのものではないことによることは言うまでもない．

〔ヒコ〕イツセ・〔ヒコ〕イナヒ・ヒコホホデミは，いま一方のヒコホホデミがヒコホノニニギの子であり，３人名とも稲に関わる名であるとともに，「ヒコ」を共通して冠していることから，ヒコホノニニギの子として本来位置づけられていたとみられる．これに対して，ミケノ・イハレヒコ・サノ・ワカミケノは，サノのみが稲に関係する人名であることだけがヒコホノニニギと通ずるに過ぎないのであり，ヒコホノニニギの子として位置づけられていたか否か疑われる．二人のヒコホホデミの間にヒコナギサタケウガヤフキアヘズが位置づけられていることと，イハレヒコ等の系譜がヒコホホデミ等のそれとが合体されていることとは関係するのではなかろうか．即ち，ヒコホノニニギ―ヒコホホデミ等と，ヒコナギサタケウガヤフキアヘズ―イハレヒコ等という両系譜が一系化され，イハレヒコとヒコホホデミとが合体されたが，その際に，従来のそれぞれの系譜関係が温存されたために，ヒコホホデミが分立され，

ヒコホノニニギ―ヒコホホデミ―ヒコナギサタケウガヤフキアヘズ―イハレヒコ　ヒコホホデミ

という系譜が形成されたと考えられるわけである．

ヒコホノニニギの子としては，本来，ホノアカリ・ホノスセリ・ホノヲリの一群と，〔ヒコ〕イツセ・〔ヒコ〕イナヒ・ヒコホホデミの一群とが位置づけられていたが，ヒコナギサタケウガヤフキアヘズの子をミケノ・イハレヒコ・サノ・ワカミケノとする系譜と一体化される必要が生じたことによって，ヒコホホデミ系の一群がイハレヒコ系と合体してヒコナギサタケウガヤフキアヘズの子とされた．また，ヒコホノニニギの嫡系とされていたとみられるヒコホホデミが，一群の兄弟の末子という位置づけをもとに，ヒコホノニニギの子として残された一群の末子であるホノヲリと合体されたと思われるのである．

３．ヒコホホデミ・イハレヒコに至る関係系譜の復原

前節でみたように，ヒコホノニニギの子として３人ずつ二群に分け得るものが位置づけられ，ヒコナギサタケウガヤフキアヘズの子として４人が位置づけられていたと考えられるのであるが，ここで妃や生母等も含めて，いま少し具体的に系譜の復原を追求しよう．

ヒコホノニニギの妃として山神の女が伝えられるが，

その名を『記』は神阿多都比売とするのに対し，『紀』は神代条第九段の本文では鹿葦津姫，亦名神吾田津姫とし，「一書」の第二・第三では神吾田鹿葦津姫，「一書」の第五では吾田鹿葦津姫，「一書」の第六では豊吾田津姫として一定していない．言うまでもなく，コノハナノサクヤヒメという別名も伝えられている（「一書」の第六のトヨアタツヒメはこの亦号）ことは周知ところであるが，この神名は美人を表す通称的なもので，本来的な神名とは考え難い．

山神の女の名は，「神」や「豊」は神格を表す語や美称であるから，

(a) アタツヒメ　(b) カシツヒメ　(c) アタカシツヒメ

の３種に類別されるとみられる．「アタ」と「カシ」とはいずれも九州南部の地名もしくは地名であったとみられるものであり，前者は薩摩国阿多郡阿多郷などとして残り，後者は地名としては伝えられていないようであるが，『続日本紀』天平元年７月条に「大隅隼人姶嬢郡少領外従七位下勲七等加志君和多利」等が記されているように，大隅隼人の氏族名となっている．阿多隼人と大隅隼人とが律令制下でも区別されるものであったことからすれば，「アタ」と「カシ」とは相異なる地名もしくはそれに類するものであったと考えられる．このような地名やそれに準ずるものを負うアタツヒメとカシツヒメとが同一神の別称であったと見なし得るであろうか．本来，相異なる存在とされていたと考えるべきものと思われる．

しからば，ヒコホホデミの二群に分かれる子がアタツヒメ・カシツヒメ二妃それぞれの所生とされていたとみることが可能であり，そのうちの一群がヒコナギサタケウガヤフキアヘズの子に位置づけが変更されたことに伴って，アタツヒメとカシツヒメとが同一神の別称であるという伝承や，両者が合体されたアタカシツヒメの如き名も生ずることになったとみることもできるであろう．しかし，神武等の生母として海神の女タマヨリヒメが伝えられているのであるから，タマヨリヒメについて考えておかなければならない．

タマヨリヒメは，神武の生母とされていること，神武の原型の一つがイハレヒコであるから，イハレヒコの母として本来位置づけられていたことは考えられるところである．この場合，タマヨリヒメの姉とされるトヨタマヒメは，ヒコホホデミ妃でヒコナギサタケウガヤフキアヘズの母と伝えられているが，イハレヒコとヒコナギサタケウガヤフキアヘズとの関係からして，ヒコホホデミ妃という位置よりも，ヒコナギサタケウガヤフキアヘズの母という位置の方を重視すべきであろう．そこで考えなければならないのが，ヒコナギサタケウガヤフキアヘズの現系譜以前の位置づけである．

ヒコナギサタケウガヤフキアヘズは，「ヒコ」をその名に冠していることから，ヒコホノニニギやヒコホホデミ等「ヒコ」を冠する神名と全く無関係に位置づけられていたとは思われない．アマテラスの子とされるものは５神もしくは６神であり，それらのうちアメノオシホミミ・アメノホヒ・アマツヒコネの３神には天神であることを示す「天」が冠されているが，「ヒコ」を冠する名の形態のものは見られない（他はイクツヒコネ・クマノクスヒ（クマノオシホミ）と神代紀第六段「一書」第三にのみ見えるヒノハヤヒ）．アメノオシホミミの子の世代で「ヒコ＋某」形式の神名が初めて現れているのであるから，ヒコナギサタケウガヤフキアヘズはヒコホノニニギないしはその子の世代に位置づけられると思われる．ここで想起されるのがホノアカリの位置づけである．前述のように，ホノアカリの本来の位置はヒコホノニニギの子とみられるが，ヒコホノニニギの兄という伝承も存在する．ホノアカリがヒコホノニニギの兄として位置づけられる系譜が形成された理由として，ヒコホノニニギの兄とされていたものの位置が変更されたことが考えられる．ヒコホノニニギの兄として本来位置づけられていたものはヒコナギサタケウガヤフキアヘズではなかろうか．イハレヒコとヒコホホデミとの合体に伴う系譜の変改によって，ホノアカリをヒコホノニニギの兄とする系譜伝承も生じたとみられるのである．

しからば，ヒコナギサタケウガヤフキアヘズの生母として位置づけられていたものは，ヒコホノニニギが「降臨」したとする伝承に基づく限り，海神の女などではあり得ず，天神の女とみるべきである．しかし，本来の降臨神がヒコホノニニギとされていたかどうか疑われるところがある．それはアメノオシホミミが本来降臨すべきところ，その間際にヒコホノニニギが生まれたので，前者に替えて後者を下界に下らせたと伝えられていることである．この所伝は，本来の降臨神がアメノオシホミミであり，何らかの事情によってヒコホノニニギが降臨神とされたことを示しているように思われる．

このように考えられるならば，アメノオシホミミの降臨後に海神の女を母としてヒコナギサタケウガヤフキアヘズが生まれたとされていたとみることが可能となるが，逆に，ヒコホノニニギがタカミムスヒの女ないしは孫の所生とされていることが問題となる．弟であるものが天神の女を母とするのに，兄が地祇の女の所生となるからである．兄が海神の女所生であるならば，海と山との対照からして，弟ヒコホノニニギの母

としては山神の女が相応しいであろう．即ち，ヒコナギサタケウガヤフキアヘズの生母を海神の女とするならば，ヒコホノニニギの母は山神の女とされていたとみるのが妥当であり，ヒコホノニニギの母が天神の出自とされていたのであれば，ヒコナギサタケウガヤフキアヘズの母も天神系とすべきであるということであるが，いずれの想定を是とすべきであろうか．

〔第３表〕

出典			生母名	出自
古事記			万幡豊秋津師比売命	高木神の女
日本書紀神代第九段	本文		栲幡千千姫	高皇産霊尊の女
	一書	第一	万幡豊秋津姫命	思兼神の女
		第二	万幡姫	高皇産霊尊の女
		第六	栲幡千千姫万幡姫命 亦　千千姫命	高皇産霊尊の女 高皇産霊尊の孫，火之戸幡姫の女
		第七	天万栲幡千幡姫 ※ 一云　玉依姫命※ 一云　丹鳥姫 一云　栲幡千幡姫	高皇産霊尊の女 高皇産霊尊の孫，万幡姫の女 不明 神皇産霊尊の女
		第八	天万栲幡千幡姫	高皇産霊尊の女

※ この2神所生子の名は天之杵火火置瀬尊であり，別伝で火瓊瓊杵の名が見える．

ヒコホノニニギの生母については，〔第３表〕のように，タカミムスヒとのつながりを有することはほぼ一致しているが，種々の所伝がある．とりあえず生母名を類別すれば，次のように，４種になるであろう．

Ａ．「万」を有するもの

ヨロヅハタトヨアキツシヒメ，ヨロヅハタトヨアキツヒメ，ヨロヅハタヒメ

Ｂ．「千」を有するもの

タクハタチチヒメ，チチヒメ，タクハタチハタヒメ

Ｃ．「万」「千」をともに有するもの

タクハタチチヒメヨロヅハタヒメ，アメヨロヅタクハタチハタヒメ

Ｄ．その他

タマヨリヒメ，ニクツヒメ

Ａのヨロヅハタトヨアキツ〔シ〕ヒメは，多くの幡（織機）を表す「ヨロヅハタ」と稲の収穫が多い意である「トヨアキツ」（岩波『紀』上頭注）というように，共通性のない要素からなる名であるので，本来的な神名とは考えられない．Ｃの神名で，タクハタチチヒメヨロヅハタヒメはまさしくＢのタクハタチチヒメとＡのヨロヅハタヒメとが合体したものであり，アメヨロヅタクハタチハタヒメはＢのタクハタチハタヒメにＡのヨロヅハタヒメの「ヨロヅ」と天神を表す「アメ」とが冠されたものと考えられるので，Ｃの２神名も本来的なものとはなし得ないと思われる．Ａ・Ｂ・Ｃ３類の中では，Ｃの神名を考慮すれば，Ａのヨロヅハタヒメと Ｂのタクハタチチヒメ・タクハタチハタヒメとが本来性を有する神名である可能性を有するとすべきである．チチヒメは，それ自体のみでは意味不明であり，タクハタチチヒメから「タクハタ」が省略されたかたちの神名と思われる．

ヨロヅハタヒメとタクハタチチヒメないしタクハタチハタヒメとは織機に関係する神名という共通性はあるが，「万」と「千」との相違は同一神の別名とみることができないことを示していると思われる．本来異なる２神名であったものが，何らかの事情によって合体されたことにより，Ｃの如き「万」と「千」ともに有する神名も生じたのであろう．ただし，両神は，「万」と「千」との対応性及び「幡」の共有からして，相近しい関係のものとして元より位置づけられていたとみられる．そこで，これらとタカミムスヒとの関係が問われることになる．

ヒコホノニニギの生母の出自に関する１０所伝は，７つの所伝がタカミムスヒの女（オモヒカネは第七段の「一書」第一でタカミムスヒの息とある），２所伝がタカミムスヒの孫であり，その他の１所伝がカミムスヒの女となっている．カミムスヒの関係者とするのは１所伝のみであり，他は全てタカミムスヒの女・孫としているので，少なくとも，アマテラス―アメノオシホミミ―ヒコホノニニギという系譜においては，誤伝と見なすのが良いであろう．これらの所伝の中で注目されるのは，チチヒメをタカミムスヒの女ホノトハタヒメの女，タマヨリヒメをタカミムスヒの女ヨロヅハタヒメの女としている２所伝である．ホノトハタヒメの「戸」が「万」の誤写（岩波『紀』上頭注）もしくは誤記であるとすれば，２所伝ともヒコホノニニギの母をヨロヅハタヒメの女としていることになる．

従って，タカミムスヒ―ヨロヅハタヒメ―タクハタチチ（チハタ）ヒメという系譜の存在も推定されることになる．しかし，タクハタチチ（チハタ）ヒメに母名のみが伝えられるというのは少なからず奇異に思われる．この系譜を肯定するならば，系譜の変改によって，タクハタチチ（チハタ）ヒメの父とされていたものの位置に変動が生じたこと，父の名を明記できない

ような事情になったことをその原因として想定せざるを得ないであろう．前記の系譜に本来性がないとするならば，タカミムスヒの女としてヨロヅハタヒメとタクハタチチ（チハタ）ヒメが位置づけられていたことや，タカミムスヒとヨロヅハタヒメとの間の女としてタクハタチチ（チハタ）ヒメが位置づけられていたというようなことが想定されると思われる．

ヨロヅハタヒメについては，タカミムスヒの女という所伝しか存在しないことから，タカミムスヒの女として元より位置づけられていたとすべきであるとすれば，その配偶者が何らかの事情で本来の位置からはずされたか，その姉妹としてタクハタチチ（チハタ）ヒメが位置づけられていたかのいずれかとなる．いずれの場合にしても，ヨロヅハタヒメとタクハタチチ（チハタ）ヒメは王統譜に関わるものとして位置づけられていたことは確かであろう．しからば，天神としての両者はアメノオシホミミやヒコホノニニギに関わるものであったとしか考えられない．そこで両者の想定し得る位置づけをあげると〔第４表〕のようになる．なお，姉妹としての関係ではヨロヅハタヒメを姉としたが，これはヨロヅハタヒメを母とする所伝はあっても，その逆のものはないことに基づく．

〔第４表〕

	ヨロヅハタヒメ	タクハタチチヒメ	両者の関係
A	アメノオシホミミの母	アメノオシホミミの姉妹	母と女
B	アメノオシホミミの妃	ヒコホノニニギの姉妹	母と女
C	アメノオシホミミの母	アメノオシホミミの妃	姉と妹
D	アメノオシホミミの妃	アメノオシホミミの妃	姉と妹

ヨロヅハタヒメ・タクハタチチ（チハタ）ヒメともにアメノオシホミミの妃として伝えられていることからすれば，Ｄが最も偶然性に富むと言い得るのではなかろうか．ＡとＣはアメノオシホミミの父が不明であるという難点もあり，Ｂはヒコホノニニギの姉妹でアメノオシホミミの女であったタクハタチチ（チハタ）ヒメがアメノオシホミミ妃に位置づけが変更された理由が見出し難いように思われるからである．

アメノオシホミミ妃としてタカミムスヒの２女が想定されるとすれば，一方がヒコホノニニギの母，他方がヒコナギサタケウガヤフキアヘズの母とされていたとみるべきであろう．神代紀第九段の第七の「一書」の「一云」に見えるタマヨリヒメは，神武の母とされているものと同名である．神武の母タマヨリヒメの姉トヨタマヒメがヒコナギサタケウガヤフキアヘズの母一云」の所伝は興味深い．「一書」の第七でアメノオシホミミの子として現れるアメノキホホオキセ―この名はヒコホノニニギと一致するものではないが―がヒコホノニニギに当たるものとすれば，弟たるヒコホノニニギの母をタマヨリヒメとする関係をもとに，兄のヒコナギサタケウガヤフキアヘズの母を『記』『紀』所伝の如くトヨタマヒメとすれば，Ｄの系譜関係に一致するからである．「一云」の所伝はＤをアメノオシホミミとヨロヅハタヒメ・タクハタチチ（チハタ）ヒメとの本来の関係とみることの正当性を暗示するものではなかろうか．ヨロヅハタヒメがヒコナギサタケウガヤフキアヘズの母，タクハタチチ（チハタ）ヒメがヒコホノニニギの母として位置づけられていたと，長幼の関係から，推測し得ると思われる．

ヒコナギサタケウガヤフキアヘズがヒコホホデミの子に位置づけが変更されたことに伴って，ヨロヅハタヒメとタクハタチチ（チハタ）ヒメとを同一神としたり，母と女とする所伝が形成されたのであろう．しかし，ヒコホノニニギの母がタクハタチチ（チハタ）ヒメであったとすれば，ヨロヅハタヒメを母とする系譜も生じた理由が問われる．明確にはし難いが，タカミムスヒ―ヨロヅハタヒメ―タクハタチチ（チハタ）ヒメという系譜が形成されたことにより，タカミムスヒの女がヒコホノニニギの母であるところから，ヨロヅハタヒメがヒコホノニニギの母とされたと考えられる．

ところで，ヒコナギサタケウガヤフキアヘズが天神を母としたとみられるのであるから，それを海神の女所生とする『記』『紀』の伝承は，ヒコホホデミの子にヒコナギサタケウガヤフキアヘズが位置づけられたことによって形成されたと考えられる．そこで，次に海神の女をヒコホノニニギ系に関わるものとみて，ヒコホノニニギ関係系譜を考えることにしよう．

分立以前の本来のヒコホホデミの生母としては，ヒコホノニニギ妃として想定し得る前述のアタツヒメ・カシツヒメや，神武の母として伝えられるタマヨリヒメ等が考えられるが，ヒコホホデミ妃として伝えられるトヨタマヒメはタマヨリヒメの姉とされている．タマヨリヒメとトヨタマヒメとは，「タマ(玉＝魂)」を共有していることから，相近しい血縁関係のものとして元より位置づけられていたとみられるが，伝えられる両者の姉妹関係が本来のものであるかどうかは疑わしいように思われる．神武の原型の一方としてのヒコホホデミの妃であるトヨタマヒメがヒコホホデミの父ヒコホノニニギ妃で，ヒコホホデミの母であるタマヨリヒメの姉という関係になるからである．ヒコホホデミが分立され，両者の間にヒコナギサタケウガヤフキ

アヘズが，またその妃としてタマヨリヒメがそれぞれ位置づけられたことに伴い，トヨタマヒメとタマヨリヒメとの関係も変更されたとみるべきではなかろうか．

トヨタマヒメの『記』『紀』系譜形成前の位置づけとして想定し得るものは，次の３種である．

A　タマヨリヒメの姉ではなく妹

B　タマヨリヒメとヒコホノニニギとの間の女

C　タマヨリヒメの姪，海神の女

Aはタマヨリヒメとの伝えられる姉妹関係を重視したもので，姉と妹とが父子それぞれの妃として位置づけられている例が他にも見られることによる．Bはヒコホホデミを中心にしてみれば，トヨタマヒメがヒコホホデミと同世代，ヒコホノニニギの子女の世代になることに基づき，「タマ」を共有することから，海神とのつながりよりもタマヨリヒメとのそれの方を重視したものである．この場合，トヨタマヒメがヒコホホデミ妃であるためには，両者は異母関係としなければならない．Cは，Bとは逆に，海神との関係の方により比重をかけたものであり，海神とタマヨリヒメとの関係は，タマヨリヒメとトヨタマヒメとの名の類似性及びタマヨリヒメとヒコホノニニギとの婚姻関係（同世代）からすれば，兄弟や姉妹とならざるを得ない．

以上の三つの想定の中で，先ずCについては，これが海神がイザナキ・イザナミが生んだ海を象徴する神であることから，不可とすべきものであろう．

Aの想定で，タマヨリヒメをヒコホホデミの母，トヨタマヒメをヒコホホデミ妃とすると，このヒコホホデミと同じ婚姻関係が伝えられているものに綏靖（『紀』本文）・ヒコイマス（『記』）・ワカヌケフタマタ（同）・用明・草壁・聖武があるので，Aは可能性のある想定と言い得る．しかし，問題がないというわけでもない．「ヒコ＋某」形式の人・神名は，少なくとも何らかのかたちで，和珥氏に関わるものであるが，具体的な王統譜の形成が行われた継体朝以降の和珥氏系に関係する系譜には同形式のものが見られないからである．また，綏靖・ヒコイマス・ワカヌケヌタマタは実在性を見出し難いものであり，それぞれの系譜は造作によるものであるが，現存のそれらはいずれも和珥氏を中心として形成されたものが，蘇我政権期の「天皇記」編纂をはじめとして変改されたものである．

ヒコホホデミとトヨタマヒメとが異母兄弟姉妹となるBも，仁徳・敏達・用明・オシサカノヒコヒトノオホエに類例が見られるので，慨然性はある．しかし，この場合には，女であったトヨタマヒメが生母であったタマヨリヒメの姉とされるに至った過程と，タマヨリヒメがヒコホホデミの母ではなかったことになるためヒコホホデミの母を誰とみるかということが問題となる．後者については，とりあえず，ヒコホノニニギ妃として伝えられるアタツヒメ・カシツヒメのいずれかと考えることは可能である．

前者の問題については，ヒコホホデミとトヨタマヒメとが同母であるならば，分立された一方のヒコホホデミ（神武）がヒコナギサタケウガヤフキアヘズの子とされたことに伴い，分立前のヒコホホデミの母とされていたタマヨリヒメがヒコナギサタケウガヤフキアヘズの妃とされ，この際に，ヒコホホデミとの関係ではヒコナギサタケウガヤフキアヘズの女としても位置づけられ得るトヨタマヒメが，ヒコナギサタケウガヤフキアヘズの母とされたことにより，海神の女，タマヨリヒメの姉として位置づけられることになった，という推測は可能である．しかし，ヒコホホデミとトヨタマヒメとは異母とみなければならない．異母の場合は，ヒコホホデミ妃トヨタマヒメの母であるタマヨリヒメが，ヒコナギサタケウガヤフキアヘズがヒコホホデミの子として位置づけられたことに伴って，ヒコナギサタケウガヤフキアヘズ妃，神武の母，トヨタマヒメの妹として位置づけられたことになるが，ヒコナギサタケウガヤフキアヘズや本来のヒコホホデミに直接関係しないタマヨリヒメがそれらの妃や母として位置づけられた理由が不明である．ヒコナギサタケウガヤフキアヘズ系がヒコホノニニギ系と合体したことによって，前述のように，ヒコホホデミが分立されるとともに，一方のヒコホホデミが本来異なる一群であったホノヲリの亦名のかたちで位置づけられ，ヒコホノニニギ妃とされていた山神の女２神が合体されたとみられるのであるから，系譜変改の際に，分立された他方のヒコホホデミ（神武）の母として，本来のヒコホホデミの母が位置づけられるべきであったようにも思われる．

以上のように，トヨタマヒメとタマヨリヒメとをヒコホノニニギ系に関わるものとした場合の本来のトヨタマヒメの位置づけについての三つの想定では，Aが比較的に穏当のようでもあるが，これとても問題がないというわけではない．しかも，海神の女をヒコホノニニギ系にのみ関わるものとすれば，ヒコナギサタケウガヤフキアヘズの妃として位置づけられていたものが見当たらないことにもなる．

ヒコホノニニギが山神の女を妃としていることとの対照からしても，やはりヒコナギサタケウガヤフキアヘズの妃として海神の女が位置づけられていたとみるべきではなかろうか．神武の母がタマヨリヒメであるから，神武の原型の一つイハレヒコはヒコナギサタケウガヤフキアヘズとタマヨリヒメとの間の子として位

置づけられる．トヨタマヒメはヒコホホデミ妃として伝えられているので，ヒコホホデミ妃とする必要があるが，タマヨリヒメとの関係はどうであろうか．現存系譜に従ってタマヨリヒメの姉とみることは，世代関係等からして，まず不可とすべきであろう．タマヨリヒメの妹としても異世代婚となる．イハレヒコ等とともにタマヨリヒメの所生とみてはどうであろうか．しからば，トヨタマヒメとヒコホホデミとの婚姻関係によって，ヒコナギサタケウガヤフキアヘズ系とヒコホホデミ系とが結びつくことになる．ヒコナギサタケウガヤフキアヘズがタマヨリヒメとの婚姻関係を保ちながらヒコホホデミの子とされたことによって，タマヨリヒメとトヨタマヒメとの本来の関係が変改されたが，この際に，タマヨリヒメがトヨタマヒメの妹として位置づけられたのは，ヒコナギサタケウガヤフキアヘズと同世代，トヨタマヒメとも血縁関係を持つものとするならば，ヒコナギサタケウガヤフキアヘズと同母兄弟姉妹婚になることによるのではなかろうか．

ヒコホノニニギ妃として想定したアタツヒメとカシツヒメは，上述のところからすれば，二群に分けられるヒコホノニニギの子の母とされていたとみて問題はないであろう．『記』や神代紀第九段の「一書」第二に，山神がイハナガヒメも妃として差し出したが，凶醜によってヒコホノニニギが送り返したことが記されている．まさしく造作による説話であるが，この説話にヒコホノニニギ妃として本来山神の女２神が位置づけられていたことが反映しているようにも思われる．アタツヒメとカシツヒメのいずれがヒコホホデミ群の生母とされていたかということであるが，神武が阿多のアヒラ〔ツ〕ヒメを妃としていることとの関係でも二様に解し得る．阿多を重視すればアタツヒメが生母として妥当のようではあるが，大隅国姶羅郡に関係するアヒラ〔ツ〕ヒメに重点を置くと大隅に関わるカシツヒメの方が良いようにも思われる．従って，明確にはし難いとしなければならないのであるが，神武紀の出自氏族名や出自地域とされているものから，アタツヒメをヒコホホデミに関係するものとみておきたい．

本節及び前節での検討に基づいて，アメノオシホミミから神武に至る系譜を復原すれば次の如くである．

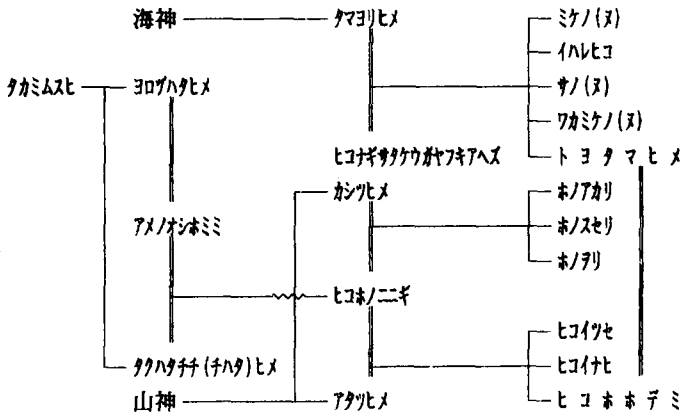

４．神武天皇の成立をめぐって
―― むすびにかえて ――

アメノオシホミミからヒコナギサタケウガヤフキアヘズ系とヒコホノニニギ系との二系に分かれていた系譜が合体され，

アメノオシホミミ ―― ヒコホノニニギ ―― ヒコホホデミ
ヒコナギサタケウガヤフキアヘズ ―― イハレヒコホホデミ

と一系にまとめられた事情はどのように想定し得るであろうか．このことについて検討してむすびにかえることにしたい．

ヒコナギサタケウガヤフキアヘズがヒコホホデミの子として位置づけられたことは，ヒコホノニニギの子のヒコホホデミ系の一群の全てがヒコナギサタケウガヤフキアヘズの子とされたのに対し，ヒコナギサタケウガヤフキアヘズ自身の子とされていたものの全てが変改後の系譜に位置づけられたわけではないことから，ヒコナギサタケウガヤフキアヘズ系がヒコホノニニギ系に吸収されたことを意味すると思われる．「ヒコ＋某」形式の神名であるヒコホノニニギ・ヒコホホデミ等は和珥氏に関わるものとみられるが，ヒコナギサタケウガヤフキアヘズは「ヒコ」を冠しているとはいえ，同様には考え難い．ヒコホノニニギとの関係で「ヒコ」が冠されたに過ぎないと思われるが，このヒコナギサ

タケウガヤフキアヘズなる神名の作為は，イハレヒコ等を和珥氏と関係するヒコホノニニギ系と結びつけ，前掲の如き系譜関係を造作するために行われたと考えられる．しかし，イハレヒコ等を王統譜の中に位置づけるだけであれば，必ずしも前掲の如きいわば二系に分かれる系譜でなくとも良かったはずである．ヒコナギサタケウガヤフキアヘズ―イハレヒコ系は和珥氏とは異なる氏族と関わるものであったのではなかろうか．

アメノオシホミミは，稲穂に関係する神名であることにおいては，ヒコホノニニギ等と相通ずるものであるが，名の形式が「某＋ミミ」で異なる．「某＋ミミ」形式の名としては，タギシミミ・キスミミ・カムヤヰミミ・カムヌナカハミミ・オキシミミが他に皇族として伝えられている．この５人は継体～敏達の系譜を基に，タギシミミ―継体，ヤヰミミ―安閑，ヌナカハミミ―宣化，キスミミ―欽明，オキシミミ―敏達という対応関係で本来位置づけられており，多氏系と関係を有するものであることは前著で説いた．このことからすれば，アメノオシホミミは多氏と関わるものと考えられるように思われる．崇神と孝昭との分立が多氏系の始祖系譜の変改と関わることも指摘したが，降臨神が多氏と関係するアメノオシホミミから和珥氏に関わるヒコホノニニギに変更されたことは，多氏系の始祖系譜の変改と通ずるものではなかろうか．

降臨神をヒコホノニニギに変更するとすれば，海神を妃とするヒコナギサタケウガヤフキアヘズはそれよりも後に天降ったとしなければならない．この際，兄が遅れて降ったというのは不自然であることから，ヒコホホデミの子としてヒコナギサタケウガヤフキアヘズが位置づけられ，既に形成されていたヒコホホデミとその子以下との系譜関係を温存するべく，ヒコホホデミが分立されてヒコナギサタケウガヤフキアヘズの子として位置づけられたと考えることもできるであろう．しかし，これだけの理由であるならば，ヒコナギサタケウガヤフキアヘズの子として，元よりその子とされていたミケノ（ヌ）・イハレヒコ・サノ（ヌ）・ワカミケノ（ヌ）の全てが位置づけられていてしかるべきである．イハレヒコの兄弟系譜が解体されたとも言い得る状況であることからすれば，この系譜の変改は，降臨神の変更に伴うものとみられることは言うまでもないが，ヒコナギサタケウガヤフキアヘズ系がアメノオシホミミと同じ多氏系に関わるものであったということにもよるのではなかろうか．

しからば，分立された一方のヒコホホデミが解体され，しかもイハレヒコの方が「天皇」としての正式な名の如くであることの理由についてはどのように考え得るであろうか．イハレヒコが重要な位置に元よりなかったのであれば，このような変改の結果になったとは考え難い．前著で，神武の原型としてのイハレヒコとヒコホホデミとを区別しなかったが，和珥氏系・蘇我氏系・多氏系それぞれの始祖を崇神・孝昭の原型である大王と兄弟とするために，イハレヒコがそれらの父として位置づけられたと考えた．このような位置にイハレヒコがあったのであれば，イハレヒコはヒコホホデミよりも重要なものであり，このことが上記の如き系譜の変改となった理由とみることが可能である．

しかし，これは今の段階では全くの想像に過ぎない．神武がイハレヒコとヒコホホデミとが合体されたものと考えられることになった現在，それぞれの後裔がどのように系譜に位置づけられていたかということについての再検討が先ず要求される．これらの課題は別稿で果たすこととし，本稿はアメノオシホミミから神武に至る系譜の復原を行ったということで擱筆することにしたい．

＜付　記＞

「『三輪王朝』は存在したか」（『新視点日本の歴史』第２巻古代編Ⅰ 新人物往来社 1993年刊）なる小文で前掲の復原系譜を何の検討も加えずに掲載している．本稿はその論証である．